



岡山市芸術祭とは

岡山市芸術祭は、昭和 38 年にスタートした岡山市で最も伝統ある総合的な文化芸術フェスティバルで、秋から冬にかけて開催しています。これまでに多くの市民参加を得て、文化芸術団体や市民グループ等の文化活動の成果を発表する場として、また、若い世代も含めた市民の皆様にも優れた文化芸術にふれていただき、次代の文化活動の担い手を育成する場として親しまれています。



岡山市芸術祭参加事業に認定されたら…

- ・ 岡山市芸術祭総合パンフレットに情報を掲載します。総合パンフレットは 20,000 部作成し、岡山市内の様々な施設に設置します。
- ・ 岡山市芸術祭ウェブサイト情報を掲載します。
- ・ 岡山市芸術祭実行委員会事務局にお預けいただいたイベントチラシは、みなさんに代わって事務局が図書館、公民館、区役所、地域センターなど市関係施設に送付します。

このように、みなさんのイベントを側面支援します。“岡山市芸術祭”にふるってご参加ください。

第 59 回（令和 3 年度）岡山市芸術祭 参加事業募集要項

1 趣旨

岡山市芸術祭の開催趣旨に賛同する文化芸術団体や市民グループなどが、自主的かつ主体的に開催する文化芸術事業を「岡山市芸術祭 参加事業」として認定し、市民の文化活動と芸術鑑賞の機会を拡大することにより、本芸術祭の充実と発展を図り、岡山市全体の文化芸術の振興に寄与することを目指します。

2 募集部門

音楽、舞踊、演劇、伝統芸能（能楽・文楽・歌舞伎など）、美術、文学、朗読、写真、芸能（講談・落語・浪曲など）、メディア芸術（映画・漫画など）、生活文化（茶道・華道・書道など）ほか

3 応募資格

岡山市内に活動拠点を置く文化芸術団体、市民グループ、実行委員会など

※個人や株式会社等の営利を目的とした法人等が実施する事業は応募不可。

4 応募条件

- (1) 岡山市芸術祭の開催期間中（**令和 3 年 9 月 25 日～12 月 31 日**）に、岡山市内で開催すること。
- (2) 広く一般市民が鑑賞、または、参加できる事業であること。
- (3) 実施団体が明確で、事業の企画から実施まで責任を持って遂行できること。
- (4) 営利や宣伝、募金、寄付を目的としないこと。
- (5) 政治的、または、宗教的活動に関わるものでないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。

5 応募方法

裏面の参加事業申請書（様式 1）に記入し（収支予算、問い合わせ先、印鑑など記入もれがないようにしてください）、必要書類を添付して、**令和 3 年 5 月 31 日（月）まで**に、岡山市芸術祭実行委員会事務局〔公益財団法人岡山文化芸術創造〕へ提出してください。

6 表示義務

チラシ・パンフレットには、必ず「岡山市芸術祭ロゴマーク」を掲載してください（ポスターや看板などにもご協力お願い致します）。

また、「共催：岡山市・岡山市芸術祭実行委員会・公益財団法人岡山文化芸術創造」と表記してください。

7 実行委員長賞の交付

参加事業の主催者が必要とする場合には、「岡山市芸術祭実行委員長賞」（実行委員長名）を 1 事業につき 1 点交付します。なお、賞状は、主催者が準備してください。

8 事業報告

事業終了後、**1 か月以内**に下記の書類を事務局に提出してください。

- (1) 参加事業報告書（様式 3）
- (2) チラシ・プログラムなど関係資料
- (3) 実施事業に関する写真 1 枚（できるだけ、画像データは下記のアドレスへお送りください。）

9 お問い合わせ及びお申し込み先

- 〒700-0823 岡山市北区丸の内二丁目 1 番 1 号 岡山市会館 4 階会議室
公益財団法人岡山文化芸術創造 岡山芸術創造劇場内 岡山市芸術祭実行委員会事務局
TEL：086-225-0154 FAX：086-225-0156 E-mail：art_fes@ocac.jp
※お問い合わせは、岡山市文化振興課（TEL 086-803-1054）でも承ります。
- 岡山市芸術祭ホームページ <http://www.city.okayama.jp/art/>
※上記、岡山市芸術祭 HP より参加事業申請書（様式 1）をダウンロードすることができます。